伊藤忠エネクス株式会社

電気需給約款等の変更について

伊藤忠エネクス株式会社の電気需給約款を 2018 年 6 月 25 日付で変更致しますので、ご案内申し上げます。 変更内容の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

1. 変更の対象となる約款等

電気需給約款 (特別高圧) 電気需給約款 (高圧) 電気需給約款 (法人低圧)

2. 変更の概要

- ・2018年6月5日付の「電気料金の算定誤りに関するお詫びとお知らせ」にてご案内しておりますとおり、約款等と当社の電気料金計算システムとの整合性を図るため、日割計算式を変更いたします。
- ・無契約状態で当社に電気の契約をお申込みされたお客さまの電気の契約日(供給開始日)に関する内容を追加いたします。
- ・契約終了日に関する内容を追加いたします。
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に基づき、引用条文等を 変更いたします。
- ・その他誤記訂正等の軽微な変更を行います。

別紙の変更内容にご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

3. 変更の効力発生日

2018年6月25日 (月)

4. 変更後の約款等の掲載先

URL: https://www.itcenex.com/business/power_utility/power-retailing/

5. 本件に関するお問い合わせ先

伊藤忠エネクス株式会社

担当部署: 電力・ユーティリティ部門 電力販売部

電話番号 : 03-6327-8029 (月曜日~金曜日、9:00~17:30 祝祭日除く)

以上

電気需給約款 (特別高圧)

【 電気需給約款の変更内容 】

	現行	変更後
6	(新設)	(5) 無契約状態で電気を使用しているお客さまから当社に
需給契約		対し本契約の申込みがあった場合、当社は、無契約期
		間について最終保障供給を受けたとするか、当該無契
		約状態の始期の日から遡って当社と契約していたと
		するかのいずれかをお客さまに選択していただくこ
		とにより、かかる本契約の申込みを受け付けるものと
		<u>します。</u>
9	(新設)	_(3) 当社は、6(需給契約)(5)に基づきお客さまが無契約状
供給の開始		態の始期より当社と契約していたとすることを選択
		された場合、当該無契約状態の始期の日を需給開始日
		<u>とすることとします。</u>
11	(ハ) 常時供給メニューと同一計量される場合の自家発	ハ)常時供給メニューと同一計量される場合の自家発補
契約電力等	補給電力の使用電力量	給電力の使用電力量 <mark>は、原則として、自家発補給電</mark>
	a 使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計	力の供給時間中に計量された 30 分の使用電力量か
	量された使用電力量から、次により決定する基準	ら、常時供給メニューの契約電力を 2 で除した値を
	の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得	差し引いた値といたします。
	た値を差し引いた値といたします。この場合、い	ただし、自家発補給電力の継続した使用期間を通算
	ずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に	して自家発補給電力の使用電力量を算定することが
	応じてお客さまと当社との協議によって定めて	不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給
	おくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択	時間中の各時間ごとに使用電力量から常時供給メニ
	することは出来ません。	ューの契約電力にその時間を乗じて得た値を差し引
	(a) 常時供給メニューが標準電力であるお客さまの	いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といた
	場合には、原則として次のいずれかを基準として	します。
	各時間帯別に決定するものといたします。 ① 自家発補給電力の使用の前月または前年同月に	
	おける常時供給メニューの平均電力	
	② 自家発補給電力の使用の前3月間における常時供	
	給メニューの平均電力	
	③ 自家発補給電力の使用の前3日間における常時供	
	給メニューの平均電力	
	(b) 常時供給メニューが季節別時間帯別電力である	
	お客さまの場合には、原則として次のいずれかを	
	基準として各時間帯別に決定するものといたし	
	ます。	
	① 自家発補給電力の使用の前月または前年同月に	
	おける常時供給メニューの各時間帯別の平均電	
	カ	
	② 自家発補給電力の使用の前3月間における常時供	
	給メニューの各時間帯別の平均電力	
	③ 自家発補給電力の使用の前3日間における常時供	
	給メニューの各時間帯別の平均電力	
	(c) 常時供給メニューが休日高負荷電力であるお客	
	さまの場合には、原則として次のいずれかを基準	
	として各平休日別に決定するものといたします。	
	① 自家発補給電力の使用の前月または前年同月に	
	おける常時供給メニューの平休日別の平均電力	
	② 自家発補給電力の使用の前3月間における常時供	
	給メニューの平休日別の平均電力	

- ③ 自家発補給電力の使用の前3日間における常時供 給メニューの平休日別の平均電力 b 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自 家発補給電力の使用電力量を算定することが不 適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給 時間中の各時間ごとに使用電力量から本条(2)ロ (ハ) a により定めた基準の電力にその時間を乗 じて得た値を差し引いた値の合計を自家発補給 電力の使用電力量といたします。 c 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家 発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の 使用時間を乗じて得た値を越えないものといた します。 イ 検針は、当社がお客さまに対しあらかじめお知ら 14 イ 検針は、原則として一般送配電事業者があらかじめ定 使用電力量 せした日(一般送配電事業者の供給地点の属する めた日において各月ごとに一般送配電事業者により の計量およ 検針区域に応じて定めた毎月一定の日(以下「検 行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が び検針 針の基準となる日」といいます。) および休日等を 検針できなかった場合は、別の日に検針が行われま 考慮して定められます。) において各月ごとに一般 す。 送配電事業者により行われ、お客さまが不在等の ため一般送配電事業者が検針できなかった場合 は、別の日に検針が行われます。 ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場 ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合に 合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者が は、前号にかかわらず、一般送配電事業者があらかじ お客さまにあらかじめお知らせした日以外の日に め定めた日以外の日に検針を行うことがあります。な 検針を行うことがあります。なお、この場合であ お、この場合であっても、一般送配電事業者があらか じめ定めた日に検針を行ったものとみなされます。 っても、一般送配電事業者がお客さまにあらかじ めお知らせした日に検針を行ったものとみなされ ます。 ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開 ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日 始日から、その直後の供給地点の属する検針区域 から、あらかじめ定めた検針日までの期間が短い場 の検針日までの期間が短い場合、本条(1)にかかわ らず、各月ごとに検針を行わないことがあります。 この場合、供給開始日の直後の、供給地点の属す る検針区域において検針を行うとされている日に る場合があります。 検針を行ったものとみなされます。 ニ 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほ ニ 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、 か、非常変災等特別の事情がある場合、第イ号に
 - 合、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わな いことがあります。この場合、供給開始日の直後の、 あらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなされ
 - 非常変災等特別の事情がある場合、第イ号にかかわら ず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この 場合でも、検針を行わない月については、一般送配電 事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものと みなされます。

15 料金の算定 および算定 期間

す。

(1) 電気料金の算定期間は、次のイないしハの場合を除 き、毎月、前月の計量日(当社があらかじめお客 様に電力量または最大需要電力が電力量計に記録 される日をいい、以下同様とします。)から当月の 計量日の前日までの期間(以下「計量期間」とい います。)とします。

かかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあ

ります。この場合でも、検針を行わない月につい

ては、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめ

お知らせした日に検針を行ったものとみなされま

- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは中止し、 または需給契約が終了した場合
- (1) 電気料金の算定期間は、下記の場合を除き、毎月、前 月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下 「計量期間」といいます。)とします。ただし、14(使 用電力量の計量および検針)(3)ハの場合であって、 同(3)ハにもとづき一般送配電事業者があらかじめ定 めた日に検針を行ったものとみなさなかった場合の 料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に 検針が行われた日の前日までの期間といたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは中止し、ま たは需給契約が終了した場合

ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことによ ロ 契約種別、契約電力等を変更したことにより、料金 り、料金に変更があった場合 に変更があった場合 ハ 計量日の日数がその計量期間の始期に対応する ハ 計量期間の日数が、前月の計量日が属する月の歴日 検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 数に対し、6日以上多かった場合、または6日以上少 日を上回り、または下回る場合 なかった場合 ニ (新設) ニ その他当社が計量期間を1月とすることが適切では ないと判断した場合 (1) 当社は、前条(料金の算定および算定期間)(1)イ、 (1) 当社は、前条(料金の算定および算定期間)(1)イ、ロ、 16 日割計算 ロまたはハの場合、次により料金を算定いたしま ハまたは二の場合、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金については、次の日割計算の基本算式により 日割計算をいたします。ただし、15(料金の算定およ イ 基本料金については、次の日割計算の基本算式に び算定期間)(1)イのうち、電気の供給を開始した場 より日割計算をいたします。ただし、15(料金の 算定および算定期間)(1)ハに該当する場合、「計 合は「前月の計量日が属する月の暦日数」を「供給開 始日が属する月の暦日数」に、需給契約が終了した場 量期間の日数」を「暦日数」と読み替えることと 合は、「前月の計量日が属する月の暦日数」を「需給 します。 契約終了日が属する月の暦日数」にそれぞれ読み替え 日割計算対象日数 1月の該当料金× 計量期間の日数 ることとします。また、ロに該当する場合は、「前月 の計量日が属する月の暦日数」を「前月の計量日から 今月の計量日の前日までの日数」と読み替えることと します。 日割計算対象日数 1月の該当料金× _ 前月の計量日が属する月の暦日数 (1) 25 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお (1) 25 (供給の停止) によって電気の供給を停止された 解除 等 お客さまが当社の定めた期日までにその理由とな 客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事 った事実を解消されない場合には、当社は、需給契 実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除す 約を解除することがあります。当該解除によって、 ることがあります。当該解除によって、お客さまは当社 に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失う お客さまは当社に対して負担する一切の債務につ き期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を ものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきま 一括弁済していただきます。なお、この場合には、 す。なお、この場合には、解除目の15日前までにその 解除日の15日前までにその旨をお客さまにお知ら 旨をお客さまにお知らせし、かかる解除日をもって本契 せいたします。 約が終了するものといたします。 別表 別表:燃料費調整単価算出係数等 別表:燃料費調整単価算出係数等 燃料費調整 お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業 単価算出係 数等 者ごとに、次のとおりといたします。 ごとに、次のとおりといたします。

供給区域		係数	燃料価格	基準単価		
供指区域	α	β	γ	X		
北海道電力 株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200	18 銭	
東北電力 株式会社	0.1152	0.2714	0.7386	31,400	20 銭 2 厘	
東京電力 株式会社 (注)	0.1970	0.4435	0.2512	44,200	21 銭 7 厘	
中部電力 株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	21 銭 6 厘	
北陸電力 株式会社	0.2303	なし	1.1441	21,900	14 銭 7 厘	
関西電力 株式会社	0.0332	0.3786	0.6231	25,500	18銭6厘	
中国電力 株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000	22 銭 2 厘	
四国電力 株式会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000	17 銭 9 厘	
九州電力 株式会社	0.1490	0.2575	0.7179	33,500	16銭3厘	

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者

SH-66 PP L-B		係数	燃料価格	基準単価		
供給区域	α	β	γ	X		
北海道電力株式会社	0. 4699	なし	0. 7879	37, 200	18 銭	
東北電力株式会社	0. 1152	0. 2714	0.7386	31, 400	20 銭 2 厘	
東京電力パワー グリッド株式会 <u>社</u>	0. 1970	0. 4435	0. 2512	44, 200	21 銭 7 厘	
中部電力株式会社	0. 0275	0. 4792	0. 4275	45, 900	21銭6厘	
北陸電力 株式会社	0. 2303	なし	1. 1441	21, 900	14 銭 7 厘	
関西電力 株式会社	0. 0332	0. 3786	0. 6231	25, 500	18銭6厘	
中国電力株式会社	0. 1543	0. 1322	0. 9761	26, 000	22 銭 2 厘	
四国電力株式会社	0.2104	0.0541	1. 0588	26, 000	17銭9厘	
九州電力 株式会社	0.1490	0. 2575	0. 7179	33, 500	16 銭 3 厘	

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一の ものとします。

(注) 東京電力株式会社については、事業の全部の譲渡、合併または会社分割(一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。)によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

電気需給約款(髙圧)

【 電気需給約款の変更内容 】

	現行	変更後
6	(新設)	(5) 無契約状態で電気を使用しているお客さまから当社
需給契約		に対し本契約の申込みがあった場合、当社は、無契
		約期間について最終保障供給を受けたとするか、当
		該無契約状態の始期の日から遡って当社と契約し
		ていたとするかのいずれかをお客さまに選択して
		いただくことにより、かかる本契約の申込みを受け
		<u>付けるものとします。</u>
9	<u>(新設)</u>	(3) 当社は、6(需給契約)(5)に基づきお客さまが無契約
供給の開始		状態の始期より当社と契約していたとすることを
		選択された場合、当該無契約状態の始期の日を需給
		開始日とすることとします。
11	(ハ) 常時供給メニューと同一計量される場合の自家発補	(ハ)常時供給メニューと同一計量される場合の自家発補
契約電力等	給電力の使用電力量	給電力の使用電力量 <u>は、原則として、自家発補給電</u>
	a 使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量	力の供給時間中に計量された30分の使用電力量か
	された使用電力量から、次により決定する基準の電	ら、常時供給メニューの契約電力を2で除した値を
	力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を	差し引いた値といたします。_
	差し引いた値といたします。この場合、いずれを基	<u>ただし、</u> 自家発補給電力の継続した使用期間を通
	準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客	算して自家発補給電力の使用電力量を算定するこ
	さまと当社との協議によって定めておくものとし、	とが不適当と認められる場合は、自家発補給電力
	自家発補給電力の使用のつど選択することは出来	の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から常時
	ません。	供給メニューの契約電力にその時間を乗じて得た
	(a) 常時供給メニューが標準電力であるお客さまの場	値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用
	合には、原則として次のいずれかを基準として各時	電力量といたします。
	間帯別に決定するものといたします。	
	① 自家発補給電力の使用の前月または前年同月にお	
	ける常時供給メニューの平均電力	
	② 自家発補給電力の使用の前3月間における常時供給	
	メニューの平均電力 ③ 自家発補給電力の使用の前3日間における常時供給	
	日家光冊和電力の使用の削る口間における市時供和 メニューの平均電力	
	(b) 常時供給メニューが季節別時間帯別電力であるお	
	客さまの場合には、原則として次のいずれかを基準	
	として各時間帯別に決定するものといたします。	
	① 自家発補給電力の使用の前月または前年同月にお	
	ける常時供給メニューの各時間帯別の平均電力	
	② 自家発補給電力の使用の前3月間における常時供給	
	メニューの各時間帯別の平均電力	
	③ 自家発補給電力の使用の前3日間における常時供給	
	メニューの各時間帯別の平均電力	
	(c) 常時供給メニューが休日高負荷電力であるお客さ	
	まの場合には、原則として次のいずれかを基準とし	
	て各平休日別に決定するものといたします。	
	① 自家発補給電力の使用の前月または前年同月にお	
	ける常時供給メニューの平休日別の平均電力	
	② 自家発補給電力の使用の前3月間における常時供給	
	メニューの平休日別の平均電力	
	③ 自家発補給電力の使用の前3日間における常時供給	
	メニューの平休日別の平均電力	
	•	

- b 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家 発補給電力の使用電力量を算定することが不適当 と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中 の各時間ごとに使用電力量から本条(2)ロ(ハ)a により定めた基準の電力にその時間を乗じて得た 値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用 電力量といたします。 c 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発
- c 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発 補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用 時間を乗じて得た値を越えないものといたします。

14 使用電力量 の計量およ び検針

- イ 検針は、当社がお客さまに対しあらかじめお知らせ した日(一般送配電事業者の供給地点の属する検針 区域に応じて定めた毎月一定の日(以下「検針の基 準となる日」といいます。)および休日等を考慮して 定められます。)において各月ごとに一般送配電事業 者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配 電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針 が行われます。
- ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日に検針を行ったものとみなされます。
- ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始 日から、その直後の供給地点の属する検針区域の検 針日までの期間が短い場合、本条(1)にかかわらず、 各月ごとに検針を行わないことがあります。この場 合、供給開始日の直後の、供給地点の属する検針区 域において検針を行うとされている日に検針を行っ たものとみなされます。
- 二 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、第イ号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日に検針を行ったものとみなされます。

料金の算定 および算定 期間

15

- (1) 電気料金の算定期間は、次のイないしへの場合を除き、毎月、前月の計量日(当社があらかじめお客様に電力量または最大需要電力が電力量計に記録される日をいい、以下同様とします。)から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます。)とします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは中止し、または需給契約が終了した場合
- ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、 料金に変更があった場合
- ハ 計量日の日数がその計量期間の始期に対応する検 針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を

- イ 検針は、<u>原則として一般送配電事業者があらかじめ</u> <u>定めた</u>日において各月ごとに一般送配電事業者によ り行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業 者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行わ れます。
- ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者があらかじめ<u>定めた</u>日以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者があらかじめ<u>定めた</u>日に検針を行ったものとみなされます。
- ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始 日から、<u>あらかじめ定めた</u>検針日までの期間が短い 場合、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わ ないことがあります。この場合、供給開始日の直後 の、<u>あらかじめ定めた</u>日に検針を行ったものとみな され<u>る場合があり</u>ます。
- 二 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、第イ号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなされます。
- (1) 電気料金の算定期間は、下記の場合を除き、毎月、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間 (以下「計量期間」といいます。) とします。ただし、14 (使用電力量の計量および検針) (3)ハの場合であって、同(3)ハにもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかった場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは中止し、または需給契約が終了した場合
- ロ 契約種別、契約電力等を変更したことにより、料金 に変更があった場合
- ハ 計量<u>期間</u>の日数が<u>、前月の計量日が属する月の歴</u>日 数に対し、6日以上多かった場合、または6日以上

	上回	回り、ま	たは下回	る場合				少:	なかった	€場合					
	二 (新	設)						ニそ	の他当初	生が計量	期間を	1月と	すること	が適切で	
								<u>は</u>	ないと判	判断した	場合				
16	(1) 当社は、前条(料金の算定および算定期間)(1)イ、				(1) 当社は、前条(料金の算定および算定期間)(1)イ、										
日割計算	ロまたはハの場合、次により料金を算定いたしま す。								ロ、ハ <u>または二</u> の場合、次により料金を算定いたし ます。						
	イ基本	料金に	ついては	、次の日	割計算	の基本算式	イ 基本料金については、次の日割計算の基本算式によ								
	り日割計算をいたします。ただし、15(料金の算定								割計算	をいたし	します。	ただし、	、15(料	金の算定	
	および算定期間) (1)ハに該当する場合、「計量期間								および算定期間)(1) <u>イのうち、電気の供給を開始</u>						
	の日数」を「暦日数」と読み替えることとします。							した場合は「前月の計量日が属する月の暦日数」を							
	1月の該当料金× 日割計算対象日数							「供給開始日が属する月の暦日数」に、需給契約が終							
	1月の該当枠金人 計量期間の日数													の暦日数」	
									104-11-2					<u>にそれぞ</u> ひよっせ	
		れ読み替えることとします。また、ロに該当する場合は、「前月の計量日が属する月の暦日数」を「前月の計量日から今月の計量日の前日までの日数」と読													
								み替えることとします。							
									tailet A		日 担	割計算対	象日数		
			1月の該当料金× 前月の計量日が属する月の暦日数												
第36条	(1) 2	25(供給	の停止)	によって	て電気の	供給を停」	上され	(1) 25 (供給の停止) によって電気の供給を停止された							
解除 等	7	つ理由	お客さまが当社の定めた期日までにその理由となっ												
	となった事実を解消されない場合には、当社は、								た事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を						
	需給契約を解除することがあります。当該解除に							解除することがあります。当該解除によって、お客さ							
	よって、お客さまは当社に対して負担する一切の 債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債							まは当社に対して負担する一切の債務につき期限の 利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済し							
							-	ていただきます。なお、この場合には、解除日の 15							
	務の全額を一括弁済していただきます。なお、こ の場合には、解除日の 15 日前までにその旨をお 客さまにお知らせいたします。					日前までにその旨をお客さまにお知らせし、かかる解									
						<u>除日をもって本契約が終了するものと</u> いたします。									
別表	別表:燃料	斗費調整	単価算出	係数等				別表:燃料	斗費調整	と単価算!	出係数等	È			
燃料費調整															
単価算出係					. – , -	一般送配電	[事業								
数等	者ごとに、	次のと		たします	. 0			者ごとに、次のとおりといたします。							
	供給区域	α	係数 β	γ	燃料価格	基準単価		供給区域	α	保数 β	γ	燃料価格 X	基準単価		
	北海道電力 株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200	18 銭		北海道電力株式会社	0.4699	なし	0.7879	37, 200	18銭	=	
	東北電力株式会社	0.1152	0.2714	0.7386	31,400	20 銭 2 厘		東北電力株式会社	0. 1152	0. 2714	0.7386	31, 400	20 銭 2 厘		
	東京電力 株式会社 (注)	0.1970	0.4435	0.2512	44,200	21銭7厘		東京電力パワー グリッド株式会 社	0. 1970	0. 4435	0. 2512	44, 200	21銭7厘		
	中部電力株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	21 銭 6 厘		中部電力株式会社	0. 0275	0. 4792	0. 4275	45, 900	21 銭 6 厘		
	北陸電力 株式会社	0.2303	なし	1.1441	21,900	14銭7厘		北陸電力株式会社	0. 2303	なし	1. 1441	21,900	14銭7厘	_	
	関西電力 株式会社	0.0332	0.3786	0.6231	25,500	18銭6厘		関西電力 株式会社	0. 0332	0.3786	0.6231	25, 500	18銭6厘		
	中国電力株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000	22 銭 2 厘		中国電力株式会社	0. 1543	0.1322	0.9761	26, 000	22 銭 2 厘		
	四国電力 株式会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000	17銭9厘		四国電力株式会社	0. 2104	0.0541	1. 0588	26,000	17銭9厘		
	九州電力株式会社	0.1490	0.2575	0.7179	33,500	16銭3厘		九州電力株式会社	0. 1490	0. 2575	0.7179	33, 500	16 銭 3 厘		
	※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。 ※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一の						※上記基準 ※上記供達						は日一の		

ものとします。

ものとします。

(注) 東京電力株式会社については、事業の全部の譲渡、 合併または会社分割(一般送配電事業の全部を承継させる ものに限ります。)によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてこの一般 送配電事業を承継した会社を含みます。

電気需給約款(法人低圧)

【 電気需給約款の変更内容 】

	現行	変更後
6	(新設)	(4) 無契約状態で電気を使用しているお客さまから当社
需給契約		に対し本契約の申込みがあった場合、当社は、無契
		約期間について最終保障供給を受けたとするか、当
		<u>該無契約状態の始期の日から遡って当社と契約し</u>
		ていたとするかのいずれかをお客さまに選択して
		いただくことにより、かかる本契約の申込みを受け
		<u>付けるものとします。</u>
9	(新設)	(3) 当社は、6(需給契約)(4)に基づきお客さまが無契約
供給の開始		状態の始期より当社と契約していたとすることを
		選択された場合、当該無契約状態の始期の日を需給
		開始日とすることとします。
14	イ 検針は、当社がお客さまに対しあらかじめお知らせ	イ 検針は、原則として一般送配電事業者があらかじめ
使用電力量	した日(一般送配電事業者の供給地点の属する検針	<u>定めた</u> 日において各月ごとに一般送配電事業者によ
の計量およ	区域に応じて定めた毎月一定の日(以下「検針の基	り行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業
び検針	準となる日」といいます。) および休日等を考慮して	者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行わ
	定められます。) において各月ごとに一般送配電事業	れます。
	者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配	
	電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針	
	が行われます。	
	ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合	ロー般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合
	には、前号にかかわらず、一般送配電事業者がお客	には、前号にかかわらず、一般送配電事業者があら
	さまにあらかじめお知らせした日以外の日に検針を	かじめ定めた日以外の日に検針を行うことがありま
	行うことがあります。なお、この場合であっても、	す。なお、この場合であっても、一般送配電事業者
	一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせ	があらかじめ <u>定めた</u> 日に検針を行ったものとみなさ
	した日に検針を行ったものとみなされます。	れます。
	ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始 日から、その直後の供給地点の属する検針区域の検	ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始
	針日までの期間が短い場合、本条(1)にかかわらず、	日から、 <u>あらかじめ定めた</u> 検針日までの期間が短い場合、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わ
	各月ごとに給針を行わないことがあります。この場	ないことがあります。この場合、供給開始日の直後
	合、供給開始日の直後の、供給地点の属する検針区	の、あらかじめ定めた日に検針を行ったものとみな
	域において検針を行うとされている日に検針を行っ	される場合があります。
	たものとみなされます。	C4V <u>399117 057</u> & 7 %
	ニ 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほ	 ニー般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほ
	か、非常変災等特別の事情がある場合、第イ号にか	か、非常変災等特別の事情がある場合、イにかかわ
	かわらず、各月ごとに検針を行わないことがありま	らず、各月ごとに検針を行わないことがあります。
	す。この場合でも、検針を行わない月については、	この場合でも、検針を行わない月については、一般
	一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせ	送配電事業者があらかじめ <mark>定めた</mark> 日に検針を行った
	した日に検針を行ったものとみなされます。	ものとみなされます。
15	(1) 電気料金の算定期間は、次のイないしハの場合を除	(1) 電気料金の算定期間は、 <u>下記</u> の場合を除き、毎月、
料金の算定	き、毎月、前月の計量日(当社があらかじめお客様	前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間
および算定	に電力量または最大需要電力が電力量計に記録さ	(以下「計量期間」といいます。) とします。 <mark>ただ</mark>
期間	れる日をいい、以下同様とします。)から当月の計	し、14(使用電力量の計量および検針)(3)ハの場
	量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいま	合であって、同(3)ハにもとづき一般送配電事業者
	す。)とします。	があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみな
		さなかった場合の料金の算定期間は、供給開始日か
		らその直後に実際に検針が行われた日の前日まで
		の期間といたします。
	イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは中止し、ま	イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは中止し、ま

たは需給契約が終了した場合 たは需給契約が終了した場合 ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、 ロ 契約種別、契約電力等を変更したことにより、料金 料金に変更があった場合 に変更があった場合 ハ 検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する ハ 検針期間の日数が、前月の検針日が属する月の歴日 検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日 数に対し、6日以上多かった場合、または6日以上 を上回り、または下回る場合 少なかった場合 二 (新設) ニ その他当社が検針期間を1月とすることが適切で はないと判断した場合 (1) 当社は、15(料金の算定および算定期間)(1) イまた 16 (1) 当社は、15 (料金の算定および算定期間) (1)イ、ロ、 は口の場合、次により料金を算定いたします。 <u>ハまたは</u>の場合、次により料金を算定いたします。 日割計算 (1) 24 (供給の停止) によって電気の供給を停止された (1) 24 (供給の停止) によって電気の供給を停止された 解除等 お客さまが当社の定めた期日までにその理由となっ お客さまが当社の定めた期日までにその理由となっ た事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を た事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を 解除することがあります。当該解除によって、お客さ 解除することがあります。当該解除によって、お客さ まは当社に対して負担する一切の債務につき期限の まは当社に対して負担する一切の債務につき期限の 利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済し 利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済し ていただきます。なお、この場合には、解除日の 15 ていただきます。なお、この場合には、解除日の 15 日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。 日前までにその旨をお客さまにお知らせし、かかる解 除日をもって本契約が終了するものといたします。 別表4 別表 4 (日割計算の基本算式) 別表 4 (日割計算の基本算式) (1) 日割り計算の基本算式は、次のとおりといたします。 (1) 日割り計算の基本算式は、次のとおりといたします。 日割計算の イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再 イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再 基本算式 生可能エネルギー発電促進賦課金を日割計算する 生可能エネルギー発電促進賦課金を日割計算する 場合 場合 日割計算対象日数 日割計算対象日数 1月の該当料金× 1月の該当料金× 計量期間の日数 前月の検針日が属する月の暦日数 ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場 ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場 (イ) 従量電灯1 (イ) 従量電灯1 日割計算対象日数 日割計算対象日数 最低料金適用電力量= 最低使用電力量× -検針期間の日数 最低料金適用電力量= 最低使用電力量× 前月の検針日が属する月の暦日数 (120 キロワット時-最低料 日割計算対象日数 第1段階料金適用電力量= 金適用電力量)× 検針期間の日数 (120 キロワット時-最低料金適 日割計算対象日数 第1段階料金適用電力量= 前月の検針日が属する月の暦日数 なお、第1段階料金適用電力量とは、最低料金適用電 なお、第1段階料金適用電力量とは、最低料金適用電 力量をこえ、120キロワット時までの1キロワット時 力量をこえ、120キロワット時までの1キロワット時 当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 日割計算対象日数 第2段階料金適用電力量= 180 キロワット時× --日割計算対象日数 180 キロワット時 検針期間の日数 第2段階料金適用電力量= 前月の検針日が属する月の暦日数 なお、第1段階料金適用電力量とは、120キロワット なお、第1段階料金適用電力量とは、120キロワット 時をこえ、300キロワット時までの1キロワット時当 時をこえ、300キロワット時までの1キロワット時当 たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

日割計算対象日数

検針期間の日数

(口) 従量電灯2、3

第1段階料金適用電力量= 120キロワット時× -

される電力量をいいます。

なお、第1段階料金適用電力量とは、120キロワット

時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用

第1段階料金適用電力量= 120キロワット時× <u>前月の検針日が属する月の暦</u>日数

(ロ) 従量電灯2、3

なお、第1段階料金適用電力量とは、120キロワット 時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用 される電力量をいいます。

前月の検針日が属する月の暦日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ、300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (ハ) (イ) または (ロ) によって算定された最低料金適用電力量、第1段階適用電力量、第2段階適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (二) 15 (料金の算定および算定期間) (1)ハに該当する場合は、(イ)及び(ロ)の

日割計算対象日数

日割計算対象日数

計量期間の日数は

暦日数

といたします。

- ハ 日割り計算に応じて電力量料金を算定する場合
 - (イ) 15 (料金の算定および算定期間) (1) イまたはハ の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

- (ロ) 15 (料金の算定および算定期間) (1) ロの場合料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量地を確認にする場合は、その値によります。
- 二 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合
 - (イ) 15 (料金の算定および算定期間) (1) イまたはハ の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

- (ロ) 15 (料金の算定および算定期間) (1) ロの場合料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

なお、第1段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ、300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ) または (ロ) によって算定された最低料金適用電力量、第1段階適用電力量、第2段階適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(二) (削除)

- ハ 日割り計算に応じて電力量料金を算定する場合
 - (イ) 15 (料金の算定および算定期間) (1)イまたはハ の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

- (ロ) 15 (料金の算定および算定期間) (1)ロの場合料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量地を確認にする場合は、その値によります。
- 二 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) を算定する場合
 - (イ) 15 (料金の算定および算定期間) (1) イまたはハ の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

- (ロ) 15 (料金の算定および算定期間) (1)ロの場合料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1) イおよびロにいう前月の検針日が属する月の暦日数は、次のとおり読み替えるものといたしま

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の 検針日から、需給開始の直後の検針日の前日まで日数 といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日と してお客さまにあらかじめお知らせした日の前日ま での日数といたします。

ハ(新設)

- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合 の(1) イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。) の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

(5) (1)から(3)にいう検針期間は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量期間と読み替えて適用します。この場合、検針日は計量日といたします。

<u>す。</u>

- イ 電気の供給を開始した場合 供給開始日の属する月の暦日数といたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合

本契約の終了 (解約または解除を含み、以下同様と します。) 日が属する月の暦日数といたします。

- ハ 一般送配電事業者があらかじめ定めた検針日と翌 月の検針日との間に電気の供給を開始し、かつ本 契約を終了した場合、供給開始日の属する月の暦 日数といたします。
- (3) 15 (料金の算定および算定期間)(1) ロに該当する場合の上記(1) イおよびロにいう前月の検針日が属する月の暦日数は、「前月の検針日から今月の検針日の前日までの日数」と読み替えるものといたします。

(5) (1)から(3)にいう検針日は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量日と読み替えて適用します。この場合、検針日は計量日といたします。